

第 27 回豊島廃棄物処理協議会議事録

平成 24 年 1 月 21 日 (土) 13:00～15:15

場所：ルポール讃岐 2 階 大ホール

I 出席協議会員 (16 名)

①学識経験者

(会長) 岡市友利、(会長代理) 植田和弘

②申請人らの代表者

大川真郎、石田正也、中地重晴、山本彰治、○濱中幸三、安岐正三、石井亨

③香川県の担当職員等

田代健、井上貴義、三木誠、高木康博、大森利春、木村士郎、○豊島正人

※○印は議事録署名人

II 傍聴者

①豊島 3 自治会関係者 約 10 名

②公害等調整委員会審査官 矢崎豊

③報道関係 8 社 (瀬戸内海放送、読売新聞、朝日新聞、岡山放送、共同通信、四国新聞、毎日新聞、NHK)

III 議事

司会から、次の報告があった。

- ・住民側協議会員の変更 (山本協議会員)
- ・協議会員の全員の出席
- ・公害等調整委員会から矢崎審査官の出席

岡市会長挨拶 (要旨)

- ・昨年 1 月 23 日、当協議会の協議会員である長坂三治さんが、お亡くなりになった。また、今月 4 日には、豊島住民と県との公害調停の成立時に香川県環境局長の職にあった横井聰さんが、お亡くなりになった。お二人のこれまでのご尽力に対し、改めて御礼を申し上げるとともに、ご冥福をお祈りして、黙祷を捧げたい。(全員黙祷)
- ・豊島廃棄物等処理事業は、調停条項に従い、共創の理念に基づき、関係者の理解と協力のもと、進められており、平成 15 年 9 月に本格処理を開始してから 8 年 4 か月が経過した。昨年 9 月には、処理対象量が体積ベースで約 6 2 万 2 千 m³、重量ベースで約 9 0 万 5 千トンと大幅に増加し、処理期間も 3 年 6 ヶ月延び、平成 28 年 9 月末となる見込みとなったが、県においては、安全第一、環境保全第一に、引き続き緊張感をもって、取り組んでいただきたい。

議題

(1) 協議会の運営について

- ・議事録署名人に、濱中協議会員、豊島協議会員を指名し、了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

(2) 豊島廃棄物等処理事業の実施状況等について

① 豊島廃棄物等処理事業の実施状況

○ 県側

- ・23年12月末までの累計の処理実績は、中間処理は502,059トン、直下土壌等の水洗浄処理の実績はゼロ、岩石等の特殊前処理1,093トンで、合計503,152トンの処理ができている状況である。全体量に対する処理の割合は、12月末現在で55.6%となっている。
- ・今年度の月別の状況であるが、10月の処理計画は、溶融炉6,300トン、キルン炉560トンに対し、処理実績は溶融炉4,117トン、キルン炉379トンで、処理率は溶融炉65.3%、キルン炉67.7%となっている。これは、台風15号により混合面が浸水した、あるいは輸送船「太陽」のエンジン故障があり、約14日ほど処理が停止したため、処理率が低下した。それ以降、11月、12月は、順調に計画量を上回って処理を行っている。なお、直島の中間処理施設は、現在定期点検中で、1号炉、2号炉ともに耐火物補修をした後、1号炉は2月1日から、2号炉は2月3日から処理を再開する予定である。
- ・今年度4月から12月の副成物の有効利用量実績について、鉄は今年度526トン発生して、351トン販売できた。銅は663トン発生し、販売量は599トンで、順調に販売できている。なお、アルミは、現在販売方法、処理方法等を検討している。溶融スラグは、公共工事のコンクリート用骨材として利用している。
- ・豊島、直島の見学者数は、今年度4月から12月までで、豊島側で1,476人、直島側で1,483人、合計2,959人の見学者が来ている。昨年度に比べると、豊島はほぼ同じ状況だが、直島は昨年度の実績を下回るような見込み。

② 豊島処分地の掘削状況

○ 県側

- ・引き続き、豊島処分地の掘削状況を説明する。今年度4月から12月までの掘削実績は、東側H・I側線の区画は、直下土壌面まで掘削している所である。G・Hの間は、この夏の降雨、台風等で、処分地の水管理が非常に厳しくなっているため、こちらを掘削して、トレンチ等を設置している。D・Eの3・4の通路は、掘削している。Bの2・3あたりに運搬通路を新たに設置した。
- ・24年1月から3月までの作業計画は、まず廃棄物の均質化物をつくっている混合面を、現在の位置からD・Eの2・3のあたりへ移設し、併せて、E・Fの3・4の区画では今回の台風で混合面が浸水したので、降雨時においても混合面が浸水することを防ぐため、TP7mまで掘削を行うことにしている。併せて、H測線東側に管理委員会で承認

された貯留トレンチ、あるいは管理用道路、排水路等を設置したい。この貯留トレンチの設置は、掘削完了判定等をして、汚染土壌の掘削・除去後の整備になるので、若干遅れる可能性が出てきている。

- ・24年度以降、来年度以降の掘削計画は、1月から3月までにある程度県で廃棄物の性状調査を実施し、併せて廃棄物の処理計画、あるいはトレンチの必要貯留量などの前提条件を整理した上で、その結果改めて24年度以降の掘削計画を策定して、管理委員会で審議してもらう予定。

(3) 処理対象量増加の原因と今後の対策について

○岡市会長

- ・次に、処理対象量増加の原因と今後の対策について、この議題は住民会議の提案であるが、県から現在の状況その他についてご説明をお願いします。

○県側

- ・処理対象量の増加、今回の見直しについて、改めて簡単に説明する。これまでの推計量と今回の推計結果であるが、これまでの推計量は、処理対象量が562,000^mの668,000トンであった。県で測量して分析した結果、今回見直しをしたわけであるが、今回の推計結果は、体積ベースは622,000^mで60,000^mの増、重量ベースは905,000トンで237,000トンの増加となった。
- ・今回の処理対象量の増加の要因を、体積増加の原因と重量増加の要因の2つに分けて説明する。まず、体積増加の要因は、測量結果によって増加した分が33,000^mあった。この内容は、まず、平成7年の公害等調整委員会の調査結果をもとに予測していた廃棄物底面より下、あるいは山側の外側に廃棄物があった。次に、暫定的な環境保全措置、あるいは進入道路設置工事等の際に外部から処分地に搬入した土砂等が、廃棄物と混ざってしまい、結果として処理せざるを得なくなった。次は、その測量結果をもとに県で推定して増加分を約27,000^mほど見込んだ。これは、周辺廃棄物、あるいはつぼ掘り廃棄物等が想定される。これを合わせて、体積ベースでは60,000^mの増加となる。
- ・重量増加の要因は、まず、廃棄物の重量を推計する密度が増加したことが今回分かった。当初は、廃棄物の平均密度を県では1^m当たり1.14トンと想定していたが、測量の結果、1^m当たり1.39トンであり、今後も1.39トン/^mと見込まれるということで、約131,000トン増加している。併せて直下土壌も実測した結果、密度が2.24トン/^mであったので、この関係で約23,000トン増加した。次に、測量結果、先ほど説明した体積増加による重量増加分で、測量結果で増えた33,000^mに伴う増が46,000トン、県の推定で増えた27,000^mに伴う増が約37,000トンと見込み、トータルで905,000トンになる。
- ・処理期間と処理経費については、まず処理期間は、これまでの期間よりも3年6カ月延び、24年度末から平成28年9月となる見込み。処理経費も、総事業費ベースで約137億円の増加と見込んでいる。
- ・なお、今回の見直しによる処理対象量や処理期間等は、現段階の推計であり、掘削が完

了しないと量は確定しないため、今後増減する可能性がある。

- ・今後の対応は、毎年測量調査を実施し、より正確な進行管理に努める。あるいは、処理量アップ対策に努めていきたい。また、産廃特措法の期限延長、既存の枠組みでの財政支援について、国に対し、強く要望する。

○岡市会長

- ・住民会議から、何か追加、発言等を。

○住民側

- ・我々は再々現場に行き、「とてもじゃないがこの量は大変な量だ」と心配して、「これが期間内にできるのか」と前回の処理協議会で発言した。それに対して県は、つぼ掘りが見つかったが、現在処理量のアップを年間4,000トン程度やっているので、努力すれば、産廃特措法の期限内、24年度末までに完了できるだろうという答えだったが、それから、8月1日になり、知事から、実はどうもできそうにないということになり、我々には8月22日にその説明があった。
- ・全体量が905,000トン、3年6カ月延びるということが分かったわけだが、どうしてこのようなことになったのか、今色々県から説明があったが、見直してきた経緯はどうなっていたのか。現場で実態と想定との違いに気付いた時期はいつだったのか。気付かなければいけない時期はいつであったのか。それから、チェックすべきは、いったい誰だったのかということも、もう一度考えてみたいと思った。
- ・国に対して県が実施計画を出しているが、平成7年の公調委の結果のときが561,000トン、平成15年9月に出した実施計画では675,000トン。平成21年3月に出したのが668,000トンだったが、体積ベースでは、15年も21年も同じように562,000m³である。
- ・重量と体積はいろいろと変わっており、平成14年には廃棄物の比重が1.09、土壌は1.75、その後廃棄物が0.90や0.98に、去年の9月には1.39、土壌については1.75から2.24に変わっている。
- ・重量ベースの確定処理量が446,146トン、これは確定している。ところが、体積量は定かではない。見直し前の処理体積390,537m³で計算すると、比重が0.88にしかない。想定していた廃棄物の比重0.9よりも低いというのは、おかしい結果ではないのか。最初から、15年、16年も0.86、17年も0.89、それからは0.80、0.84、0.92、0.94、0.89というふうに、ずっと土壌と混ぜているにもかかわらず、ずっと比重が小さいままでやってきたというのが原因ではないか。これが1点目。
- ・もう1つは、平成17年3月に処分地の掘削部分での光波測量を実施し、20年10月の見直しに反映させたということだが、なぜ17年に測っているにもかかわらず、20年までそれが影響されないのか。それから、早稲田大学のGPSの測量が、少なくとも22年ぐらいには、実態と合わないところが出ていたと伺っているが、それがなぜ反映されなかったのか。その問題をどのように考えているのか。
- ・今回、今後の対策では、年度末に光波測量、県でも3カ月に1回、光波による簡易測量を年4回という形でやっていくと同時に、早稲田大学のGPSの測量の時期と、県の簡

易測量の時期とを合わせて検証していくということだが、それがどのように具体的に実施され、生かされていくのか。

- ・いったん変わってしまうと、それを取り返すのはなかなか大変で、臨機応変に対応しないと、うまく進んでいかない。進行管理の面でも、17年にやっているにもかかわらず、それが生かされたのが20年だといふように、なかなか生きてこない。今までの反省に立って、今後、どのような形で生かされていくのか。我々が協力できる場所があれば、共創の理念に則って、協力をしていきたいと思っている。

○県側

- ・今回の見直しに至った経緯は、15年9月から本格処理を開始して、約8年が経過し、計画期間があと2年になる中で、処理を計画的かつ円滑に進める上で、廃棄物等の残存量をより正確に把握する必要があったことと、処分地東側の8,000㎡の区画で廃棄物等の掘削が全て終了して、底面の状況が初めて把握できることになったことから、昨年3月から6月にかけて、処分地全体の現地測量を実施した。
- ・前回の処理協議会の時点では、何とか24年度中までには処理できるのではないかという話をさせていただいた上で、全体の測量調査中である旨をご説明した。この時点では、委託業者が測量結果を解析中で、県に報告されていなかったということと、これまでの調査と大幅に異なるとは予想していなかったこともあり、つぼ掘り部分の2,000トンであれば処理可能という意味で、発言したものの。
- ・処理協議会后、7月29日に委託事業者から測量結果が報告され、これを受けて、県で分析作業を進め、測量結果は体積だけが出るので、その分析を進めて、残存量の推計を行い、処理対象量が大幅に増加することを8月22日に発表した。
- ・処理対象量の見直しがもう少し早い時点でできなかったのかについて、先ほど、これまでの確定処理量が446,000トンで、体積ベースでいけば390,000㎡なので、密度が0.88で少ないのではないかということだが、446,000トンを、1㎡当たり直すと、 $446,000 \text{トン} \div 390,000 \text{㎡}$ で、密度は1.14トン/㎡となり、県は1.14と推定していたので、これまでは県の想定どおりであった。
- ・それと、17年3月に光波測量を実施して、その見直しが20年10月ではおかしいのではないかという話だが、この17年3月で測量した結果、15、16年度の処理体積69,120㎡をこの時点で把握した。この69,120㎡を使って、その後密度調査も行った上で、そのデータを合わせて20年10月に直近の密度調査のデータをもとに処理対象量を見直したのであって、17年3月の時点でそれが分かっているのではない。その時のデータを使って、その後の密度調査のデータも踏まえて、20年10月に見直したものである。
- ・また、GPS測量は、確かにGPSを利用した測量方法で年4回、掘削した場所を中心に測量を行ってきた。GPS測量は、処分地内の貯留トレンチの内部の測量はできない、山際の測量がしにくい、測量誤差が生ずるといふ理由があり、県がそれまで処理重量と密度から換算した処理体積のデータと、確かに数字が異なっていた。ただ、県としては、それまでの処理重量と調査した密度による処理体積ベースでの管理をしていたので、平成22年度以降は、GPSのデータは参考とし、処理重量と密度で処理体積を管理して

きたというのが実態である。ただ、結果としては、確かに密度調査にも一定の限界があり、GPSデータのほうが近い数字になっていた。

○住民側

- ・密度を計算するとき、縦横高さ2m四角のところを採って、その重量を量るということだが、その頻度が少ないのではないか。
- ・重量については、豊島側と直島側でダブルチェックする。ところが、体積については、光波測量あるいはGPSによる測量と、あとは現場で実際に採ってみて、それをトラックに積んで重量を量ってみるしかないの、その頻度を上げるとか。そうして、より実態に近づけるということをやらないと、現場のポイント、ポイントでかなり数値が違っているというようなことがあるので、より実態に近づけるような努力が必要だ。それほど手間も掛からないと思うので、試みてはどうか。

○県側

- ・おっしゃるとおり、これまでの密度調査は、15年度から18年度までは、年間4回から6回程度、複数地点でやる場合もあったが、19年以降、若干頻度が下がっており、年1回から年3回程度の実施という状況である。今回、密度による体積の把握が十分でなかったという点も踏まえ、この頻度を上げるよう、取り組んでいる。ちなみに23年度については、今回5回、すでに9地点で13検体ほど採り、密度調査をやっているの、今後も計画的に頻度を上げて実施したい。

○岡市会長

- ・23年9月の密度が1.39トン/㎡というのは、その結果なのか。

○県側

- ・直島での処理重量を、光波測量で出した処理済みの体積で割った数字が1.39トン/㎡である。

○岡市会長

- ・2.24は。

○県側

- ・東側の直下土壌面で実際に密度を測って出たのが、2.24である。今言った密度調査については、地点によって数字がばらついているので、その分データを多く採り、測量データとも合わせ、処理体積の算定に使いたい。

○住民側

- ・処分地全体の光波測量の費用と要する期間、日数はどの程度か。

○県側

- ・光波測量をこれからは四半期ごとに行うことにしているが、うち3回は、県の職員で簡易的に測量する。残り1回は、これまでどおりコンサルで実施することを考えているが、概算で、200万円弱、170～180万円程度と思う。日数は、コンサルが実施する場合は、数日から1週間以内。県の職員の場合は、地形が変わった地域だけなので、3日程度と考えている。

○住民側

- ・結果論だが、その程度で済むなら、もうちょっとやるべきではなかったかと思う。

○県側

- ・もう少し早い段階で全体を測量する方法はあったと思う。

○岡市会長

- ・私も悩んでいるところがあるが、チェック体制はどうするのか。17年のデータが20年まで活用されなかったという事実があった。それを誰がどのようにチェックするのか。管理委員会にいる立場としては、非常に複雑な気持ちで今、聞いているが、管理委員会自身の責任であったかどうか。私は、もしそうなら、それははっきりしたほうがいいと思っている。

○県側

- ・先ほど説明不足だったが、17年に測量したデータを使って、処理開始後の処理体積を出した。その後、密度による処理体積を出していったが、その中で、密度が異なってきたので、処理体積全体を見直したということであり、17年に測量した結果を20年10月まで全然使わなかったというのではない。それまでも使ってきたが、20年の見直しの際に、処理済みの体積の推計に使ったということである。管理委員会でも、この処理対象量の見直しのときに、そう報告した。

○岡市会長

- ・それは聞いたが、それをどのように活用したかが、私自身の責任かもしれない、そんな感じがしないでもない。

○住民側

- ・過ぎたことをとやかく言うのではなく、一生懸命やっていると思う。残念なのは、去年の6月5日に、7年ぶりに管理委員会を豊島の現場でやっていただいた。なぜ、私達を感じることを、管理委員会の先生方は感じてくれないのかなど。私はこれは絶対にできないと思っていた。私は1週間に1回以上、それこそ2日に1回ぐらいは現場に行き、見ている。その感じ方と、やはり7年間来なかった人との差かなど、非常に残念に思うし、同じように分かってほしかったなという感じはするが、もう過ぎたことなので、これから前向きに行かなければいけないと思う。

○県側

- ・去年、管理委員会の永田委員長と相談して、どうも量が残っているのが多いようなので、一度きちんと光波で測ってみようということで、去年の3月、測ろうとしたが、掘削が遅れて、処分地の東側が空かなかったの、空くのを待って測量した。だから、管理委員会の先生方がまったく知らなかったということではなく、どうも量が予定より多く残っているのではないか、だから、一度きちんと光波で測ってくれということで、去年測量した。

○住民側

- ・管理委員会は日本で一番厳しくやっている会だと思う。その中でこのようなことが出てきて、お互いに痛いと思う。だから、この痛みを決して終わるまで忘れないで、教訓として前向きにできたらと思う。

○岡市会長

- ・確かに、管理委員会の全員が豊島の現状を毎年見ているわけではない。そういうところ

に、多少の緩みがあったのかという可能性は、私自身としては、なくはないと思う。ただ、これを、管理委員会全体の責任として私がここで言うことはできないので、その点はお許しいただきたい。

○住民側

- ・先ほどの質問で、コンサルでも光波測量は1週間ぐらいでできるというお話だった。県が3月の時点で測ろうとして、6月に管理委員会があつて、8月1日に発表があつたのだが、データの整理に3カ月も4カ月もかかるものなのか。測量調査に時間がかかるのであれば、途中でやり直しをしたのなら、そういうことを補足して説明してもらわないと、腑に落ちない。

○県側

- ・先ほど言ったのは、1週間連続して測れたらという話だが、今回は4月から測定に入ったのだが、所々の事情があり、結果的に最終、測量が終わったのが6月の初旬。それは、測った日数を足すと1週間程度なのだが、現場の状況等があり、結局6月の初旬まで測量がかかった。そこからデータの解析、分析を進めたということで、8月になったということ。

○住民側

- ・それなら、1月2月かかる大変なことだという説明をしないと、我々は1週間のできるのなら、すぐ測ってくれという話になるので、進行管理をどうチェックしていくのか注意する必要がある。

○岡市会長

- ・この問題については、今後、管理委員会でもよく検討しながら、前へ進めていきたい。できるだけ廃棄物の処理が早く進むような方向で方策を考えると同時に、廃棄物量の測定に間違いのないような形で進めてくよう、管理委員会にも、私から伝えておく。

(4) 処理量アップ対策について

① 中間処理施設の点検整備計画等

○県側

- ・まず、処理量アップ対策の中間処理施設の点検整備についてである。
- ・中間処理施設のこれまでの運転状況であるが、定期点検整備の回数は16、17年度は年に4回、18年度から3回、20年度からは年2回でこれまでやってきており、20、21、22年度は運転日数の増加を図ってきたところである。
- ・これまでの溶融炉の稼働状況であるが、溶融炉の処理停止日数は、16年度は126日であったが、19年度には162日まで停止日数が増えたが、22年度は92.1日となっている。トラブルも16年度は12.5日、17年度は15日、19年度になると22日、20年度は26日となっているが、これが22年度には6日で、16年度から比べて半減している。中間処理施設につきましては、トラブルがかなり減った状態で、順調に運転ができています。
- ・これまで連続運転するために、いろいろな工夫を図ってきている。ガス冷却室のダスト排出部にクレンカ等が固着、閉塞するため、そもそもはコンベヤで搬送していたものを、

スラリー化して搬送し、コンベヤが故障するのを防ぐ取り組みをしている。また、燃焼室は長期運転をすると、ダストが二次燃焼室や煙道の部分に固着するような状況があったので、ダスト対策として、散水装置を設置し、自動化することにより、固着物を防ぎ、連続運転が可能になるような取り組みを行ってきた。

- さらに、機器ごとにデータを整理して、これまでにいつ何を直したかという実績データを収集している。それをもとにして、必要な整備を適切な時期に実施できるように予測して対応したり、あるいは、機械の消耗品等の管理について、使ったら自動的に「要求」というような警告が出て、すぐ注文依頼を行えるように、在庫管理のほうも徹底していった。さらには、機器の名称ごとに点検項目、実施項目を記載して、併せて写真を残して経年変化が見えるようにしたり、あるいは、高さとか、幅とか、どれだけ傷んでいるとか、そういう具体的な数値を入れて、経年変化等を確認するなど、必要な整備時期に、適切な補修をすることで、炉停止に至るようなトラブルを低減してきた。
- 今回、年間処理量を増加させ、処理完了の早期化を図るため、連続運転期間を延ばして、年2回の定期整備を、年1回にまとめて実施することを検討したい。
- 24年度であれば6月に定期整備、10月に海苔網による「太陽」休航、1月に定期整備、「太陽」ドック入りがある。その他、三菱マテリアルの計画停電等もあるが、2炉合計で年間605日稼働と想定している。見直しでは、6月の定期整備を10月の海苔網の休航時まで伸ばし、約8カ月間、継続運転を実施したい。その海苔網の休航時に定期整備を実施し、ダスト固着物の状況について、状況を観察、あるいは対策の検討を行う。その次の1月の定期整備のときに、ダスト対策の必要な設備改善を実施していく。25年度から年1回、1月の定期整備にまとめて実施したい。この結果、熔融炉の年間処理日数は、2炉合計で年間634日から662日になると計算している。
- 今後の見直し前後の処理の見込みであるが、熔融炉は23年度は625日を計画しているが、24年度から27年度までは、今の計画では605日である。見直し案では年1回にまとめて行うことで、24年度から27年度までは、634日から662日まで稼働させ、処理量も年間3,000トンから6,000トン程度アップしたい。
- 中間処理施設が経年劣化している中で、定期点検を2回を1回にして大丈夫かという不安があると思うので、具体的に定期点検の内容について示す。大きく定期整備と定期修繕があるが、定期修繕のうち、炉を停止しなければならないような大規模な修繕については、年1回というのが多い。この年1回は、6月と1月に分けてやっているものをまとめて、1月に年1回にする。定期整備のうち、前処理の破碎機整備については、年8回やっているが、そのうち定期整備が2回当たるだけで、定期整備が1回になっても、年8回の交換は変わらないので、作業量の変化はない。その他年1回のはまとめてやるだけで、変更はない。問題は熔融炉の炉内整備とボイラー点検である。これは、熔融炉の清掃やボイラーのダスト清掃を年2回やっているの、これは先ほど言ったように、10月まで連続運転を実施し、その状況を観察して、その対策工事をしたい。
- 定期修繕のうち、年2回のガス冷却室清掃と、バグフィルター入口清掃であるが、これは年2回で、7月に小規模清掃と、1年半に1回、高圧洗浄をかけているのだが、これを年1回高圧洗浄にするということで、対応できる。水槽清掃も、汚泥等がたまるため

年2回しているが、これを年1回にまとめてやっても、清掃量は変わらないので影響はないと考えている。

② 土壌主体廃棄物のセメント原料化

○県側

- ・次に土壌主体廃棄物のセメント原料化である。現在、仮置き土は、ロータリーキルン炉で高温熱処理をした後、セメント原料として有効利用しているが、処理量アップ対策として、未焼却でセメント原料化することについて、セメント会社と協議を行っているところである。
- ・現状は、現場で掘削、篩い分けした仮置き土を海上輸送して、ロータリーキルン炉で高温熱処理した上でセメント工場で有効利用しているが、豊島の現地でトロンメルバケットでできるだけ可燃物を選別除去すれば、成分上問題なく、技術的にはセメント原料化は可能とのことであった。今後、現地でトロンメルバケットで篩い、廃棄物と分離して、これを「太陽」で直島へ運搬して、直島から直接セメント工場で有効利用できないか検討していきたい。
- ・仮置き土をそのままセメント原料化できれば、処理量アップ対策になり、掘削の進行に伴い、土壌主体廃棄物が多量に掘削された場合も、その成分等を調査して、セメント原料化で対応できるか検討していきたい。
- ・主な検討項目としては、どこまでの対象物にするのか、どれだけあるのか、それと、選別方法、あるいは、処理対象物の輸送方法も引き続き検討していきたい。

③ 処理量アップ対策に伴う試算

○県側

- ・2つの処理量アップ対策に伴って、現在の処理計画がどのようになるかを試算した。現在の処理計画では、処理対象量は905,000トン、622,000m³で、終了は28年9月となる見込みとなっている。
- ・定期整備を年1回とした場合、24年度から27年度で処理日数は2炉で147日増加する見込みであり、処理の終了は3カ月早くなり、28年6月となると試算した。次に、仮置き土等土壌主体廃棄物の別途処理について、仮置き土をセメント原料として有効利用した場合6,000トン程度が見込まれるので、運転日数を増加して、かつ仮置き土以外の土壌主体廃棄物を高温熱処理、又はセメント原料化を行った場合、処理の終了は約5カ月早くなり、28年4月となる。定期整備を年1回とすることで3カ月早くなり、セメント原料化すればさらに2カ月早くなり、合計で5カ月早くなり、28年4月となる見込み。
- ・24年度以降の処理計画は、今後、各処理量アップ対策について更に詳細な検討を行った結果、その後の掘削計画と合わせて管理委員会に諮ることとしたい。特に仮置き土等土壌主体廃棄物の処理方法の検討に併せて、均質化物の混合割合を見直す必要があることから、シュレッターダスト中の混入土壌比率、土壌比率と熔融処理量の関係等、処理効率因子についてあらためて精査した上で、処理計画を作っていくたい

○住民側

- ・(4) ②の土壌主体廃棄物のセメント原料化について、意見を述べる。我々は、被害者という立場で長い間苦しみ続け、今日まで来ている。第二の豊島をつくらない、またつくらせない、こんな苦しい悲しい思いをどこの誰にもさせたくない、我々だけでたくさんだという気持ちで、国の公害等調整委員会に調停の申し立てをした。この案をのめば、豊島住民自らが、第二の豊島をつくることになる。
- ・大津市で座談会を開くので、できれば参加してほしいという依頼が、豊島住民へも来ている。
- ・豊島住民は、第二の豊島をつくらないということで運動をしてきて、世論の支援を受けてきたが、②の案をのむと、豊島の住民が言うこととすることは違うやないかというようなことになりかねない。初期の目的を達成するためにも、この案は賛成することができない。
- ・共創の理念に基づいて1日でも早くこの産廃問題を解決するということは、県側も、豊島住民も、一緒だと思う。少しでも早く解決するために、最大の努力するという基本姿勢に立って、これから考えていく。できることについては最大の努力をするが、我々としてはできることとできないことがある。
- ・大津市での水洗浄処理の件でさえ、大きな反響がある中で、土壌主体廃棄物のセメント原料化を進めると、「豊島住民のやってきたことは、本来の姿勢ではないのではないか」ということになるし、正すべきは正すということで、我々は立ち上がったので、この分野については、我々としてはのめないということ、申し上げておきたい。

○岡市会長

- ・セメント原料化は、管理委員会も技術的には認めた方法である。

○県側

- ・住民側のおっしゃりたいことは分かる。我々は、水洗浄処理に対し、大津市民に反対の運動があるということは、十分存じている。水洗浄処理の話と、このセメント原料化の話とは、分けて考えていただけないかと思う。
- ・水洗浄処理は、住民会議の皆さんとも長い間話してきて、管理委員会でも約2年半にわたって検討した結果、技術的に安全かつ確実に処理ができることを確認して、一昨年8月に住民の皆さんと文書を締結して、処理する形になった。
- ・今回の水洗浄処理委託に当たり一般競争入札を行った結果、大津市の事業者のほう花落札して、大津市に持っていくという経緯になったわけだが、我々としては大津市の許可業者であるし、県でも技術的な審査もした上で、安全確実に処理ができると判断して、今回契約を締結したところである。
- ・大津市住民の方も、突然の話だったので不安という気持ちは分かる。我々としても、技術的に安全確実に処理ができると考えており、第二の豊島をつくるというのではなく、我々としては、安全かつ確実に処理できるということで、地元住民の皆様には、これからもご理解いただけるよう努めていかなければならない。
- ・一方のセメント原料化についても、従来から検討してきたものであり、当時はダイオキシンの関係で、セメント会社の受け入れ基準が厳しく、それができないので継続検討だ

った。22年3月の管理委員会でも、県から、「受け入れ先を検討しているので、可能になれば管理委員会に報告して、審議してもらおう」ことを報告している。

- ・最近、セメント会社のダイオキシンの受け入れ基準が緩くなってきているので、協議を再開したところである。技術的な話がクリアでき、管理委員会の検討、承認をいただいて、住民会議の皆さん方と話し合いを進めて、さらには委託先になるところの住民へ理解を求めていくというステップで進めていきたい。県としては、今の段階では、引き続き検討だけはさせていただきたい。

○岡市会長

- ・3月に管理委員会があるので、またそこで議論したい。

(5) 残存量と掘削量（搬出量）の今後の把握方法について

○県側

- ・早稲田大学によるGPS測量と、県で実施している光波測量、この2つの方法の活用についての詳細な内容である。
- ・光波測量は、毎年、共通の測線と変動が大きい任意の測線で測量することにより精度は高いが、一方で測定範囲が限られる。GPSは、変動があるエリアを中心に測量しているが、人工衛星が遮断されるポイント、山際などの測量が難しい、あるいはトレンチの中は測量できないといった欠点がある。一方で、測定ポイントが多いため、測れる範囲が補完できる。
- ・いずれも、データを比較するため、年度末、さらには四半期ごとに調査を実施して、両者の測量時期は可能な限り同一日として実施していきたい。
- ・測量データの共有と整合性のチェックは、まず、当然同時に調査するが、GPS測量使用のデータを精査・確認した後、その測量データを県に送付していただき、県でこのデータと光波のデータを比較して、整合性をチェックしていきたい。
- ・GPSのデータは、3Dデータの作成に2週間程度要するので、県へ測量後提出されるのは3週間以内ということになるので、全体で1カ月程度で県の光波測量とGPS測量をチェックし、整合性が確認された場合は、県の測量結果で不足するポイントをGPS測量結果で補完する。一方で、整合性が取れないと判断した場合は、県の測量結果のみを用いる。なお、新たなつぼ掘り等が発生した場合は、3カ月に1回の光波測量で測量を実施する。
- ・こうしたデータや、廃棄物の密度調査結果等から算定した掘削量を対照しながら、県において、ほぼ四半期ごとに残存量と掘削量を推計し、その結果を豊島住民会議の皆さん、また直島のほうに報告させていただくとともに、インターネット等で公表していきたい。

(6) 汚染土壌の水洗浄処理（海上輸送）について

○県側

- ・水洗浄処理については、前回の処理協議会において業務委託先が決定したことを報告した。その内容を詳細に、またその後について、説明する。
- ・汚染土壌の処理業者は、7月21日の入札の結果、滋賀県大津市にある株式会社山崎砂

利商店に決定し、11月18日に契約を締結した。この業者の水洗浄処理施設の許可の範囲であるが、大津市の伊香立途中町の途中工場で、洗浄処理をする浄化等処理施設である。時間処理量が150トン、1日に2,400トンの処理ができ、処理対象は、水銀およびその化合物、PCBを除く第二種及び第三種特定有害物質で、濃度の上限はない。

- ・処理工程の流れでは、原則としては水は循環利用ということで、排出しない工程になっている。
- ・業務委託に当たっての確認事項について、契約までの間に3点確認した。
- ・1つ目は、濃縮汚泥の無害化、有効利用について、豊島の汚染土壌は、他の汚染土壌とは分けて処理することと、洗浄処理により発生した濃縮汚泥で、セメント会社の受け入れ基準を超過する汚泥は、熱処理により無害化すること。
- ・2つ目は、洗浄水の処理について、洗浄処理に使用した洗浄水は、原則クローズドシステムであるが、流し出す必要が生じた場合は、大津市の下水道排除基準を守りながら下水道を活用するという事。
- ・3つ目は、荷下ろし施設について、一部、水深が足りないのではないか、あるいは岸壁の長さが少し短いのではないかという指摘があったので、確認した後、仮に、それを理由にして海上輸送業者の入札者がいない場合は、別の荷下ろし施設に変更するなど、誠実に対応することで、その特記事項を設けて契約に至った。
- ・続いて、汚染土壌の掘削・積替え・搬出等の業務は、7月28日の入札後、高松市の株式会社村上組が受託した。すでに積替え施設の整備や、あるいは一部掘削作業などを行っている。
- ・汚染土壌の海上輸送業務の発注スケジュールについて、豊島廃棄物の処理対象量の見直しにより、汚染土壌の水洗浄処理は、当初の24年度までに実施する計画から、28年9月まで延びることとなった。その結果、処理量は23年度で約2,000トン、24年度はなく、残りは25年度以降という処理になると計算しているため、複数年の契約を当初予定していたが、23年度を委託期間とする単年度の契約で実施することを考えている。
- ・そのため、予定価格が3,000万円を下回ると見込まれることから、WTOに基づく政府調達に関する協定の対象とはならず、一般競争入札で進めたいと考えている。スケジュールには30日間程度が必要と考えており、海上輸送業者を決定し、汚染土壌の水洗浄処理を始めたい。
- ・大津市での水洗浄処理業務の住民説明会等の状況である。12月5日にまず大津市の和邇学区の自治連合会、また21日には伊香立学区の自治連合会の住民説明会に出席し、豊島廃棄物等処理事業そのものを含め、直下汚染土壌の水洗浄処理業務について、島外処理に決まった経緯や、排水処理をどうするかといった状況、また土壌の性状等について、説明してきた。また、26日には大津市の井上副市長が本県に来て、大津市長から知事宛の要望書及び和邇学区からの知事宛の申入れ書が提出されたが、県としては、引き続き大津市とも連携しながら、地元の理解を得ていきたい。

○住民側

- ・豊島の廃棄物の処理に当たっては、公害調停の中で二次公害を出さない、リサイクルすると、情報公開するという3本の柱が確認された。そういう中で、今回の大津市の地元自治会や他の団体から懸念が示されているという状況である。
- ・私たちは、先ほどの3点を十分遵守していただきたいと考えており、地元に対して十分な説明と理解、情報公開を今後ぜひやっていただきたい。
- ・それから、水洗浄処理の協議合意書の中で、水洗浄処理の実施は、管理委員会の検討結果及び助言指導などのもとに行うと書いてある。この「指導など」には、例えば今回の大津市の対応とか、地元自治会の対応について、管理委員会が助言指導を行うのか聞きたい。

○県側

- ・今回の大津市の話で、二次公害を出さない、リサイクル、情報公開、これは守っていききたい。今、説明をしているのだが、まず大津市民の方の中には、豊島の廃棄物そのものが運び込まれ、処理されるのではないかという、単なる誤解があり、情報が行き通っていないところがある。
- ・県としては、廃棄物ではなく、その下の土壌が行くということと、施設では、すでに大阪など県外の汚染土壌の処理を現にやっていること、また現在、豊島の汚染土壌は、完了判定をした結果からは、環境基準を鉛等でわずかに超えるというような状況であり、汚染の程度は決して高くない、むしろ低いほうだと思っている。だから、県としては、汚染状況はむしろ低いもの、それも土壌が行くのだという話を、データをもとに丁寧に説明して、誤解を解いていきたいと思っているところである。
- ・管理委員会の助言指導について、こういう動きについては、管理委員会の先生方にご報告している。現段階では、県が足を運び、丁寧に説明をして理解を求めていきたい。引き続き、管理委員会の先生方には、説明会の状況を逐次ご報告し、また相談する必要がある場合は相談する。

○住民側

- ・地元の理解を求めるといえるのは、風評被害や豊島ブランドといったことがあり、かなりしんどい仕事だと思うが、ぜひ理解を得るように、最大限の努力をしていただきたい。

○住民側

- ・大津の反対運動は豊島にも情報が入っているが、大津の地元の方が言っていることが2点ある。
- ・1つは、シックナーで処理した水は、クローズドシステムで回し、外へ出さないということだが、業者がちゃんとしているかのチェック体制がよく分からない。ひそかに流してしまったら、最終的に琵琶湖の水を汚すのではないかが問題になっているので、きちんと説明する必要があるだろう。
- ・もう1点は、いわゆる濃縮汚泥は、セメント会社が受け入れなかったら熱処理をすることだが、どこへ持っていくのかがはっきりしていないので、業者がちゃんとやってくれるのか保証はない。要するに、不法放棄を心配しているようなので、きちんと説明をしないと、契約上はちゃんとやるというだけでは、いけないのではないかと、理解をさ

れないのではないかと思います。

○県側

- ・確かに、地元が不安に思っておられる水の話、あるいは濃縮汚泥の話があるので、県としても早急に事業者から具体的な実施計画の提出を求め、今その実施計画を確認中なので、セメント工場以外の熱処理をされているような所も、十分確認させていただきたい。

(7) その他

①凝集膜分離装置の設置

○県側

- ・凝集膜分離装置の設置については、第26回の管理委員会で報告したが、処分地東側の土壌面のつぼ掘り跡にたまっている雨水を処理する水処理装置の具体的な施設の構造や処理方式について、排水・地下水等対策検討会の委員に技術審査を行ってもらった上で、メーカーに装置を発注し、現在設置工事を行っているところである。
- ・装置の仕様は、日量50トンの処理能力を有する施設で、凝集膜分離装置により、ダイオキシン類については原水70pg-TEQ/lを処理水で10pg-TEQ/l以下に、SSについては原水250mg/lを処理水35mg/l以下にする能力を有している。
- ・この施設で処理する雨水等は、基本的には、まず順次、廃棄物が除去された区域において、直下土壌の掘削完了判定調査が全て終了するまで、ダイオキシン類とSSのみが管理基準を超える土壌面貯留雨水の処理を行う。雨水がない時期は、ダイオキシン類とSSのみが管理基準を超えている沈砂池の貯留水や、北海岸のアスファルト区域を高圧洗浄した際の洗浄水などについても、処理に活用する。さらに、現在、高度排水処理施設で処理している浸出水や地下水、トレンチの水についても、水質の改善が見られることから、この装置における処理も今後検討していきたいと考えている。
- ・凝集膜分離装置は、高度排水処理施設の西側に現在設置している。貯留雨水からは、導水管で沈砂池1へ引き、その沈砂池1から装置に水を揚げて処理する。H測線東側の貯留雨水の処理が終了した後は、沈砂池1を経由せずに直接この装置へ導入し、処理することとしている。
- ・なお、これまで沈砂池1の水質検査結果では、ダイオキシン類以外の有害物質は、放流に係る管理基準を超過していないことから、沈砂池1に貯留している間は、降雨によりアスファルト表流水が流入した場合でも、凝集膜分離装置で処理することによって管理基準を満足することができると考えている。
- ・放流経路は、沈砂池1の横を管を通して、西海岸へ放流する。
- ・設置の運転管理は、1つ目は、性能について、使用開始前に管理基準が設定されている全項目について、処理前、処理後の水質を測定し、管理基準を満足していることを確認し、その後の管理は処理水の濁度等とダイオキシン類の関係式を求めて濁度等による管理を行う。2点目は、運転管理条件や管理マニュアルについて、排水・地下水等対策検討会に諮り、管理委員会の了承を得た後、管理委員会の指導助言に従って本格稼働する。3点目、土壌面の貯留雨水は、貯留水ごとに、放流に係る管理基準が設定されている全項目について水質検査を行い、その全項目で基準を満たしている場合には、そのまま放

流し、ダイオキシン類とSSのみが管理基準を満たしていなければ、この装置で処理するが、それ以外の項目を満たしていない場合は、処分地内トレンチへ導水し、高度排水処理施設で処理する。4点目は、この装置で発生した汚泥は、高度排水処理施設の汚泥貯留槽へ移送して、高度排水処理施設で発生した汚泥と合わせて脱水した後、直島において溶融処理する。

- ・この装置については、ジャーテストを県の環境保健研究センターで行った。試験を行った貯留雨水には、濁りが沈降した後の表層水で、濁度が13度、ダイオキシン類が2.8 pg-TEQ/lと低い濃度ではあったが、凝集剤を添加して攪拌した後、0.5 μmのろ紙でろ過したところ、濁度は0.1度未満、ダイオキシン類も0.0019 pg-TEQ/lで、この装置の効果は確認できた。
- ・今後は、1月16日から本体の設置工事を行っており、今月中には完了見込みで、また、土壌面の貯留雨水の沈砂池1への送水も、すでに送水配管の整備を終えており、来週早々から移送を開始することとしている。2月中旬からは試験運転を行い、排水・地下水等対策検討会による施設の確認を行い、運転管理条件等を確認した後、管理マニュアル等を同委員会に諮り、管理委員会の了解を得た後、2月下旬には本格稼働させたい。なお、3月には東側部分の遮水型貯留トレンチの工事に入る予定にしている。

②西揚水井地下水等の管理

○県側

- ・西揚水井地下水等の管理については、沈砂池1へ導水し、流入する雨水等と合わせて、その水質が管理基準以下であることを確認した後、放流を行っていた。10月31日に採水した結果が管理基準以下で特段の異常がなかったため、11月6日から放流を行っていたが、8日の朝に放流を再開しようとしたところ、貯留水が茶色く変色していたことから濁度を測定したところ、10.6度で、いったん放流を中止した。10日の日に一部の項目について水質検査を行ったところ、鉄の含有量が12 mg/l、CODが29 mg/lで、水質の変化があったので、導水先を高度排水処理施設に変更し、処分地内の散水利用も休止しながら、11日に管理基準を設定している全項目について水質検査を行った。
- ・これまでのCODの推移は、当初かなり高かったものが、平成22年6月以降は、管理基準を下回る数値であったが、今回12月の検査で若干高い、基準を上回るものが出た。
- ・11月11日の検査結果は、CODが29 mg/l、その後、12月8日、19日と計測しているが、33 mg/l、39 mg/lと管理基準値を上回っていたことから、沈砂池1への導水及び場内散水については、引き続き、CODの水質調査を月1回実施して、安定して管理基準以下の水質であることが確認できたのちに再開したいと考えている。

③北揚水井から高度排水処理施設への送水配管の損傷

○県側

- ・続いて、北揚水井から高度排水処理施設への送水配管の損傷について。北揚水井から高度排水処理施設へ送水する配管の継ぎ目がずれ、汚水が漏水し、北海岸内側の排水路に

入っている、水が漏れている状況を1月5日の14時25分ごろ、直島環境センター職員が処分地巡回を行った際に発見した。

- ・そこで、同箇所を土のうで止水した上で北揚水井の揚水ポンプを稼働させたところ、送水配管の継ぎ目のうち最も揚水ポンプに近い箇所で漏水していることを確認した。同日の14時45分頃に、クボタ環境サービスに北揚水井の揚水ポンプの運転停止を指示し、他の送水配管の継ぎ目で漏水がないことを確認した。また、揚水ポンプの稼働記録により、北揚水井からの送水は1月4日19時以降は行われていないことも確認した。管理道路上及び北海岸水路に一部漏水したが、漏水量はわずかで、汚水の海域への流出はなかった。
- ・1月6日には送水配管を修理するとともに、汚水が漏水した管理道路と水路の部分については、高圧洗浄による清掃を行った。また、7日には漏水箇所を含めた11箇所の繋ぎ目をコンクリートで塞いだ。
- ・この原因は、北揚水井から揚水した地下水や浸出水は、従来、高度排水処理施設又は東トレンチに送水できるよう配管されていたが、東トレンチの撤去に伴い、北揚水井から東側の配管が撤去され、高度排水処理施設のみへの送水配管となっている。
- ・漏水した送水配管の継ぎ目は、北揚水井に最も近い箇所であり、揚水ポンプと送水配管をつなぐ配管が東側にわずかにずれていたことから、東側の配管の撤去、送水圧力、振動等により、送水配管の一部が東側にずれ、継ぎ目から漏水したものと考えている。
- ・なお、1月10日には、高圧洗浄後の北海岸水路及び北海岸内側の排水路のたまり水を採取し、水質検査を実施したところ、安全性が確認されたため、1月20日、昨日から通常の管理に戻っているところである。

○住民側

- ・今回の凝集膜分離装置の排水は西海岸になるが、漁協の理解は得られたのか。

○県側

- ・豊島の3漁協に事前に説明し、了解を得ている。また直島漁協にもご理解いただいている。

○住民側

- ・凝集膜分離装置の運転管理だが、H測線東側に6つぐらい、つぼ掘りの穴があるが、土壌面貯留水の雨水というのは、そのことか。つながっている穴ごとに水質検査をやるのか。

○県側

- ・沈砂池1へ送って、送った段階で沈砂池1で水質検査をしたい。

○住民側

- ・底のほうは恐らくヘドロ状になっているので、いわば上澄みを全部沈砂池1に送って、そこで検査をするということか。その結果、全項目セーフであれば流すし、高度排水処理施設に回すか、凝集膜分離装置に行くかを判断すると。ヘドロ状のものは、産廃の上で乾かして処理するということか。

○県側

- ・ポンプで水を出して、状況を判断しなければいけないが、汚泥ポンプでするのか、ある

いはバックホウで汚泥の部分掘削するのは、その都度状況を見て判断したい。いずれにしても、汚泥はシュレッダーダストの上にまきたいと思っている。

○住民側

- ・西揚水井地下水等の管理について、まずお伺いしたいのだが、濁度が上がって検査したらCODが上がっていたから取り扱いを変えたというのは分かるが、なぜこういう変化が起こったのか。今、北海岸の揚水井のポンプの継ぎ目が漏れ始めたのは、東側の配管がなくなったから、あるいは、高圧になったから、こういうことになったんだろう、それでこう対処をしたというのは分かるが、では西揚水井が変色してきて、濁度を測ってCODを測ったらこうだったんだけど、対処したことは分かるが、どういうことが原因と考えられるのか。

○県側

- ・西井戸の水は、もともと鉄分が高かったが、基準値内であり、沈砂池1に導水していた経緯がある。掘削が進み、全体のシュレッダーダストの高さが減ってきたということもあり、今回の降雨により、G・H、3・4測線のところに新しくトレンチをつくっている。この関係でその下を掘っている。それで、水道（みずみち）が変わったのではないかと。あるいは、Fのところに南トレンチがあるが、何か関係しているのかとも考えられるが、いずれにせよ、その原因は解明しなければいけないので、G・Hの新しいトレンチの水、あるいは南トレンチの水、この周辺の観測井の水について、分析を行い、どういものが影響したのかは調べてみたい、作業を進めていきたいと思っているところである。

○住民側

- ・その原因をできるだけわれわれ素人にも分かるような形で解明してほしい。今日の資料に直接関係することではないが、1つ気になることは、キレート処理が省略という話について、金属の濃度が原水でも最初想定した負荷より非常に小さいので、キレート処理はなくてもいいので、バイパスしようという議論が、管理委員会で出てきた。知りたいのは、例えば今日出てきた事象だと、水の色が変化したから、それでいったいどうしたんだろうと濁度を測った。そして、その後、CODの検査をしてみるとこうだった。だからこういう対応をした。あるいは、ポンプの配管の継ぎ目から目視で水が漏れているのを発見したから、こういう対応した。キレート処理を省略する、バイパス化するという話は、水質の中で検査すると、金属のレベルが原水の段階で非常に低いことから、最終的な処理の必要もなからうというところが主な理由だろうと思う。
- ・確認をしたいのは、いったいどれぐらいの頻度で水質の点検をして、キレート処理を必要とする状況になれば、キレート処理は復活するという話だったが、そのレスポンスの話。だから、頻繁に検査をして、キレート処理を戻すという話であれば、それで良いと思うのだが、現状、いったいどれだけの頻度でやっているのか、説明してほしい。

○県側

- ・キレート吸着処理工程の中止の件は、12月24日の管理委員会で承認いただいたが、その席で、住民会議から、原水は年1回しか測定していないので、原水の水質に変動があった場合に対応できないのではないかというご意見をいただいたので、現在、実施に

については見合わせている状況である。

- ・現在、原水中の重金属濃度は、放流にかかる管理基準値以下であり、マンガンが基準値以内でわずかに検出されるだけで、その他は検出していない状況である。このため、住民会議の、キレート吸着処理までに各工程においてどうなっているのかを調べなければいけないのではないかとのご意見であるが、その調査を行おうと思っても、基準値内の水質なので、調査できない状況である。
- ・過去に高度排水処理施設での重金属の処理状況について、各処理工程でどういう処理をしたかという調査をしていなかったか、書類を今、確認しているところである。今後、記録が出てきたら、豊島処分地排水・地下水等対策検討会において、その記録をもとにご議論いただき、または記録がない場合は、その休止について、チェックをどうするのかについても議論、検討いただき、決めていきたい。

○住民側

- ・最初から想定、設計した負荷よりも、原水の負荷が小さく、運転がしにくいという話も出てきていたが、今の状態では、キレート処理はいらないのではないかとというのが基本的な考え方で、分からなくはないが、変化にどのように対応するかを考えたときに、変化が起こっていたのに、検査の頻度が粗かったために、何カ月も処理をしなかったというような事態は避けなければいけない。どのぐらいのレスポンスで復帰できるかは、課題として十分に検討してほしい。

○県側

- ・重金属については、装置で凝集沈殿を2回やるようになっており、そこで金属が取れるようにしているので、キレートは念のための設置である。そこで、どこまで重金属が取れるのかをクボタに確認をして、管理委員会へ諮って、相談したいと考えているところである。

○住民側

- ・凝集膜分離装置は、2月の下旬から中旬に水質検査及び試運転を実施して、管理委員会の了承を得て2月の下旬に本格運転と書いてあるが、対象になる検査項目がダイオキシンとSSであれば、ダイオキシンは分析に時間がかかるので、こんなに短期間で試験結果が出てOKが出るのか。管理委員会は、持ち回りだろうと思うが、そのスケジュールがどうなのか。
- ・また、できれば、表層水だけではなくて、ダイオキシンとSS濃度の違う何種類かの水で、高濃度のものも、きちんと取れるんだというような調査をしてもらったほうがいい。水質にばらつきがないようであれば、ばらつきのある、特にSS濃度の高いものについて、きちんときれいになることを試運転で確認をして、本格運転に入ってもらおう。
- ・今回のジャーテストは、あくまでも低い濃度だけなので、ダイオキシンの2.8pg-TEQ/lというのは、もともと管理基準以下の濃度だから、それでどうこうという話にならない。もともとそのままでも流せるものなので、そのあたりも検討してほしい。

○県側

- ・沈砂池1へ送ると、最初は下からくみ上げるので、かなり濁りが入っており、ダイオキシンも高いと思う。それが徐々に沈殿をして、濃度が低くなる。濃度はだいぶ変わって

くるだろうと思っているが、それもまとめて排水・地下水等対策検討会で議論してもらおう。

○住民側

・サンプルは、何回か採るのか。

○県側

・何回か採って調査する。

○住民側

・短期間で大丈夫か。

○県側

・環境研究センターで、長ければ2週間、早ければ10日ぐらいで出るので、それに間に合うように取り組んでいきたい。

○岡市会長

・本日の議題として挙がっているのは、これまでだが、他に何かあれば、どうぞ。

○住民側

・以前から処分地へ行く道路の件で、傷みが激しく、運搬車から荷こぼれが起きたということもあった。処理協議会や県との事務連絡会の中で、道路を何とか舗装できないか、口頭で何度かお願いしている。今回、文書で豊島の自治連合会から土庄町と香川県のほうへお願いしようということになったので、陳情書の写しを配布して、見てほしいのだが、よろしいか。

○岡市会長

・処分地のことであれば、どうぞ。

○住民側

・町道神子が浜線の舗装を陳情する予定にしている。現在、瀬戸内国際芸術祭が一昨年にあったが、そのときにレンタルの電動自転車で処分地に入る方がかなりいた。芸術祭に来られた方に、ぜひ処分地も見てくださいという活動は、我々は力を入れていなかったが、我々の運動の原点からいえば、それはおかしい。やはりみんなに見ていただいて環境問題を実感していただきたい。今度は、アートを見に来られた方も積極的に現場に行ってください。今は砂利道なので、自転車で行くには非常に危険が多い。処理期間が28年9月になるということで、それまでに道路をきちんと整備したほうがいいということで、豊島の自治連合会で議論した。ぜひ町と県が共同して道路を舗装していただきたい。

・以前にも道路の舗装をする場合、道路の下層部分は県にしてもらい、表層部分の舗装は町がするといったことがあった。今回も、できたらそのような方法を採用しても、ぜひ舗装をお願いしたいということで、今後、自治連合会から、県へ陳情に行きたいので、よろしく願います。

IV 閉会

○岡市会長

・植田先生に、一言お話しいただきたい。

○植田会長代理

- ・進行管理というのはなかなか難しい。いろいろなことが出てくるが、それをきちんとやるのが、管理委員会をはじめ我々の大事な仕事だと思う。そのときには、技術的なことだけではなく、理念的にも、何がいいか、最高最善かというのはなかなか難しいと思う。
- ・私自身、この豊島の問題に関わって、かなり期間がたっているが、日本国中からかなり注視されている。ここでやられたことは、後の1つの基準に、参照になる。これは世界的にもそうだと思う。なかなか簡単に結論が、これが正解だというのが分からない場合もあるかと思うが、よく議論して一番いいものをとということで、努力していきたいと思う次第である。ありがとうございました。

○岡市会長

- ・では、今日の協議会は、これで終わりしたい。長時間、ありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成24年4月20日

議事録署名人

議 長 岡 市 友 利

協議会員 濱 中 幸 三

協議会員 豊 島 正 人